

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究データの保存期間等に関する内規

制定 平成29年11月16日

### (目的)

第1条 この内規は、地方独立行政法人山梨県立病院機構における研究活動上の不正の防止等に関する規程第10条に基づき、研究データの保存期間等について必要な事項を定めるものとする。

### (実験・観察などの研究データの保存方法)

第2条 研究者は、研究活動においては、その過程を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）などの形で記録に残さなければならない。

2 書面又は電磁的記録などには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

3 書面又は電磁的記録などは、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。

### (論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データの保存方法)

第3条 研究者は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった文書、数値データ、画像などの研究資料（電磁的に記録されたものを含む。以下同じ。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。

2 保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の確保に留意しなければならない。

### (研究データの保存期間)

第4条 文書、数値データ、画像などの研究資料の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各研究領域等における特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

2 研究の対象である検体（実験検体7標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各研究領域等における特性に応じ、これと別の定めをすることができる。

3 個人データ等、保存する研究データの中に、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従うものとする。また、共同研究等外部から研究データを受領するに場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。

ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本ガイドラインに定める期間より短い場合、当該研究データ等に係る保存期間は、本ガイドラインの定める期間とする。

(開示等)

第5条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。

(責任)

第6条 研究データの保存は、当該データを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。

2 ゲノム解析センター長は、当該解析センターの研究者の転出や退職に際して、研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、バックアップによる保管又は所在を確認し、追跡を可能とするなどの措置を講じなければならない。

3 ゲノム解析センター長の転出や退職に際して、各病院の院長は前項に準じた措置を講ずる。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この内規は、平成29年11月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。